

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： 株式会社 姫路環境開発
 所在地： 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3067-17 / 兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅 2104-2 他 7 筆
 処分の方法： 破碎・固化・減容・混練成形
 施設の処理能力： 許可証の通り

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

(1) 乙は甲から委託された産業廃棄物を資源として回収し、次の事業場に売却、もしくは、処理委託する。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
		別紙 産業廃棄物処理フロー図のとおり		

(2) 乙は甲から委託された産業廃棄物のリサイクル不可及び残渣物について、次の事業場において最終処分を行う。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (収集・運搬過程における積替保管)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第9条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (義務と責任)

1. (適正処理に必要な情報の提供)

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は(社)全国産業廃棄物連合会(以下「連合会」という)の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」(連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照)の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物の manifests の記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し manifests の記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験

を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____ — _____ — _____ —
提示する時期又は回数： _____ — _____ — _____ —

2. (甲乙の責任範囲)

- (1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- (2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- (3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
- (4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3. (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

4. (権利義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5. (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4、B6票又は電子マニフェスト報告で、処分業務についてはマニフェストD票またはE票あるいは電子マニフェスト処分報告で代えることができる。

6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第5条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条(機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要性が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第7条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の義務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲は、乙が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、又は反社会的勢力と以下の号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除できる。
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められたとき
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

第9条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関連法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第10条 (契約期間)

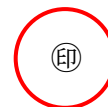
この契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲は本書を保管し、乙は写しを保管する。

〇〇〇〇年△△月□□日

日付、住所、会社名、代表者名をご記入の上、社印を捺印して下さい。

甲 兵庫県姫路市〇〇町 123-4
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 □□ □□



乙 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067-17
株式会社 姫路環境開発
代表取締役 梅崎 晃平



A3裏表で印刷してください。印刷設定は変更してください。